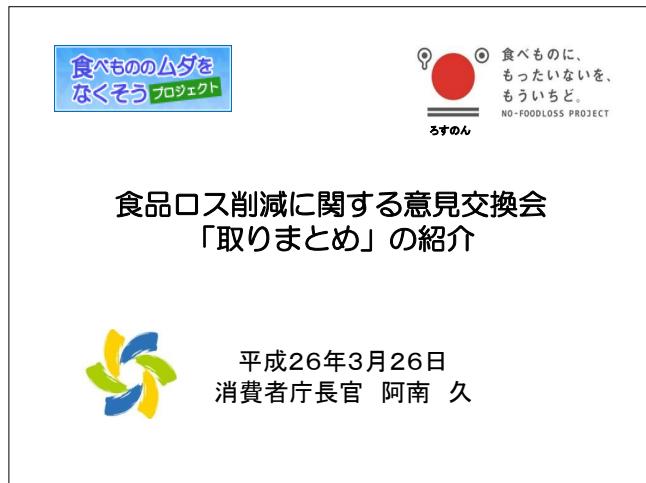


⑦ 食品ロス削減に関する意見交換会「取りまとめ」の紹介

※バイオマス資源総合利用推進協議会（事務局：一般社団法人日本有機資源協会）のホームページを参照。

http://www.jora.jp/biomas_sougouriyu/workingteam.html



消費者庁における「食品ロス」の位置づけ

消費者と「食品ロス」との関わり

- 「食品ロス」 = **まだ食べられるのに捨てる食品**
- 食品廃棄物は年間約1,700万トン、うち食品ロスは**約500～800万トン**
- 食品ロスの**約半分は家庭**から

消費者庁参画の背景

- ① 消費者基本法が規定する「消費者」
食品ロスは、消費者一人一人がその必要性を認識し、何ができるか考え、日常生活の中で工夫することで、状況を変えることができる社会問題。
- ② 「消費者市民社会」の実践
消費者が自らの行動を通じて、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。
- ③ 事業者の支援
事業者が連携して、納品期限の見直しや賞味期限の延長などに取り組んでいる。

消費者庁における「食品ロス」の位置づけ

参考条文

「消費者」：消費者基本法 第7条第1項
消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

「消費者市民社会」：消費者教育の推進に関する法律 第2条第2項
この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

食品ロス削減に向けた体制

食品ロス削減関係省庁等連絡会議

- ▶ 平成24年度に設置
- ▶ 関係行政機関が連携
- ▶ 消費者の意識改革等を推進

内閣府（食育推進室） 消費者庁 文部科学省
農林水産省 経済産業省 環境省

提言

食品ロス削減に関する意見交換会

- ▶ 消費者庁に設置、計13名で構成（座長：上村協子・東京家政学院大学副学長）
- ▶ 消費者に対する効果的な普及啓発方策を検討（全3回：平成25年10月・12月、平成26年2月）
- ▶ 平成26年3月に取りまとめを公表

消費者団体 食品事業者
広報関係者 学識経験者 地方自治体

展開

食品ロス削減に向けた国民運動
～NO-FOODLOSSプロジェクト～

内容紹介① 食品ロスの現状と改善ポイント

家庭

- 1年間で発生する食品ロスの金額**約1.5～2.4万円／人**
- 家庭から出る生ごみのうち
 - ・ 22.2%「手つかず食品」
 - ・ 15.7%「食べ残し」
- 捨てられる「手つかず食品」のうち**約1/4が賞味期限前**（京都市、山口県HPより）

食品事業者

- 流通・調理・販売の過程で発生する過剰在庫品・破損品、売れ残りなどが食品ロスに（これまでの商慣習も影響）
- 宴会・披露宴・宿泊施設で提供した食事のうち食べ残し量の割合**10～15%**（農林水産省調査（平成21年度））
※食堂・レストランは約3%

外食事業者

家庭から出される生ごみの内訳
(京都府 平成19年調査より)

Category	Percentage
Food Waste	38%
Cooking Scraps	56%
Other	6%

内容紹介① 食品ロスの現状と改善ポイント

賞味期限と消費期限のイメージ（開封前）

品質

劣化が比較遅いもの

まだ食べられる

早く悪くなるもの

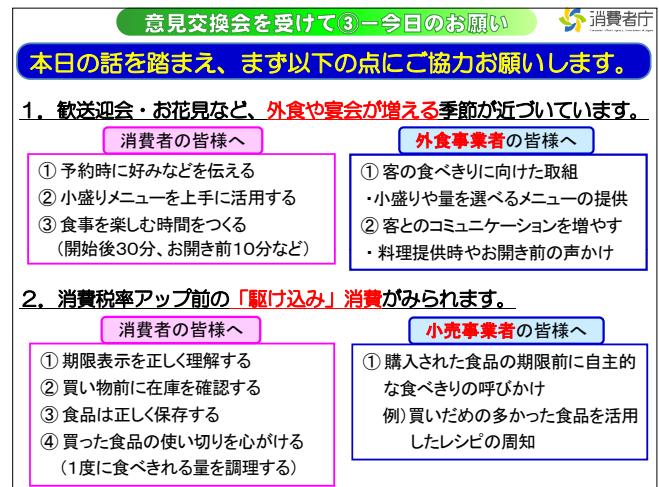
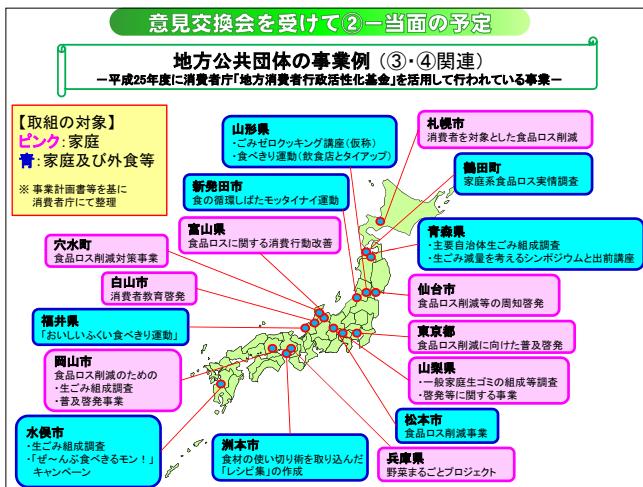
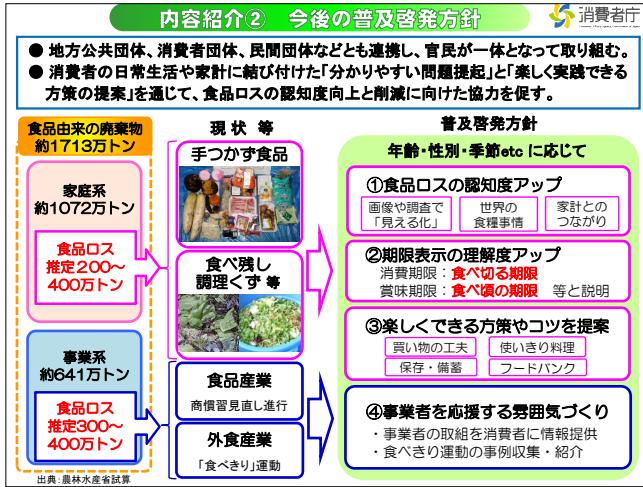
安全に食べられる限界

↑ 製造日 ↑ 消費期限 ↑ 保存日数

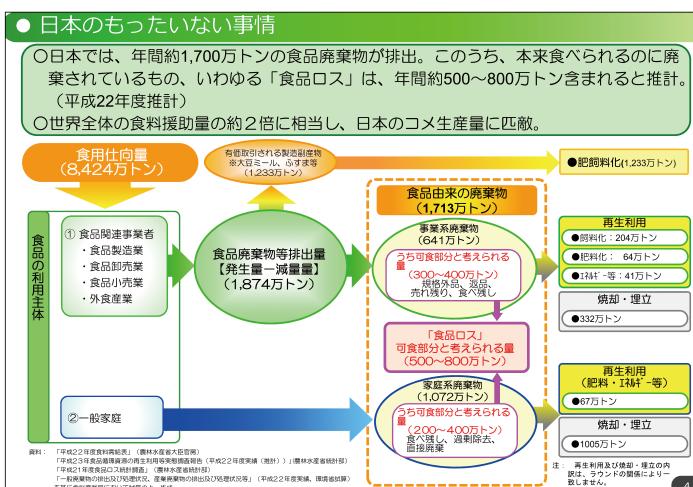
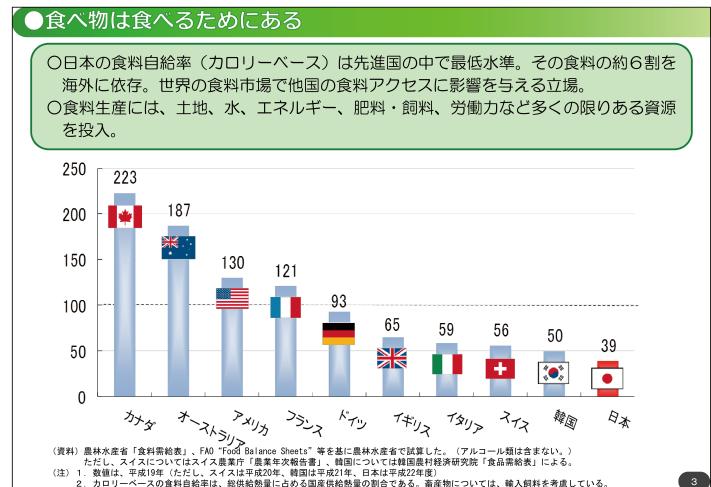
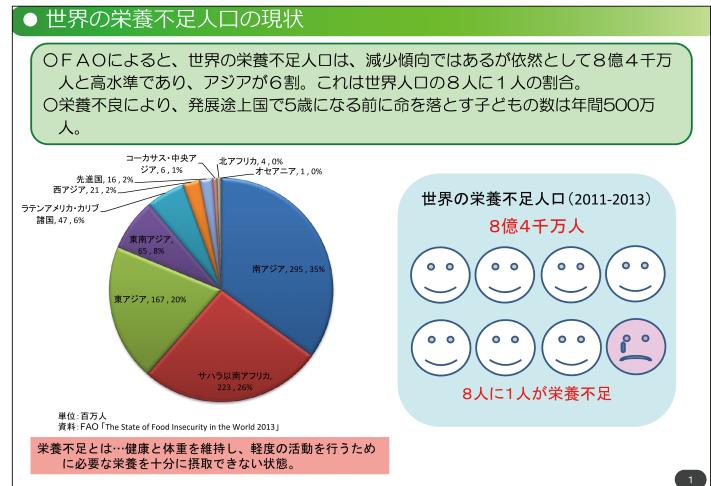
期限を過ぎたら食べない方がよい期限 (use-by date)
《例》弁当、サンドイッチなど

おいしく食べることができる期限 (best-before)
※過ぎても、すぐ食べられないということではない。
《例》スナック菓子、カップめんなど

(参照) 農林水産省HP：<http://www.maff.go.jp/jas/hyogi/kijun.html>



⑧ NO-FOODLOSS PROJECTの推進について
～食べものに、もったいないを、もういちど。～
※バイオマス資源総合利用推進協議会（事務局：一般社団法人日本有機資源協会）のホームページを参照。
http://www.jora.jp/biomass_sougyou/workingteam.html



● 食品廃棄物等の発生抑制目標値の本格展開

○ 食品関連事業者にとって、食品廃棄物等の発生抑制は、取り組むべき最優先事項であり、「もったいない」という時代の要請にかなつ取組であり、コスト削減に貢献。

○ 食品リサイクル法に基づく努力目標として「発生抑制の目標値」を設定。平成24年4月から16業種について暫定目標値という扱いで2年間試行。

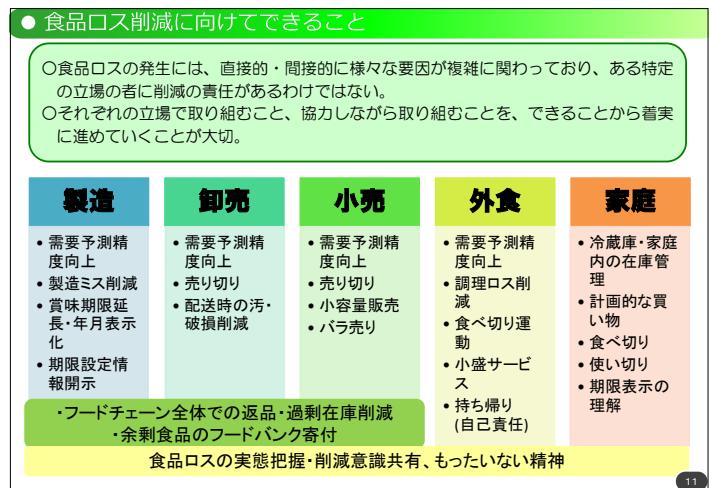
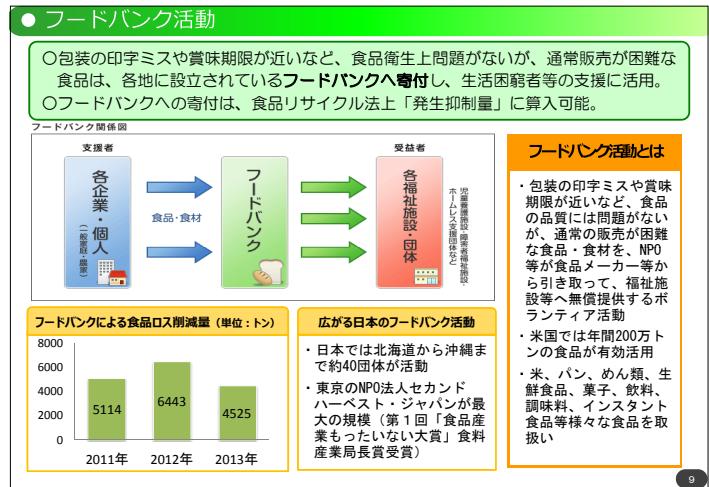
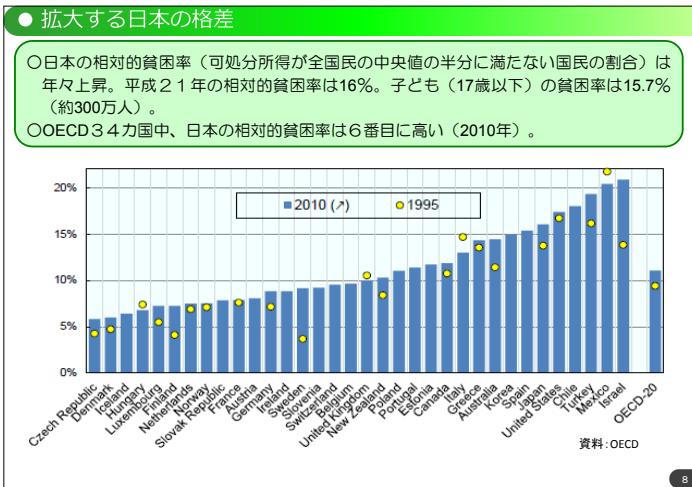
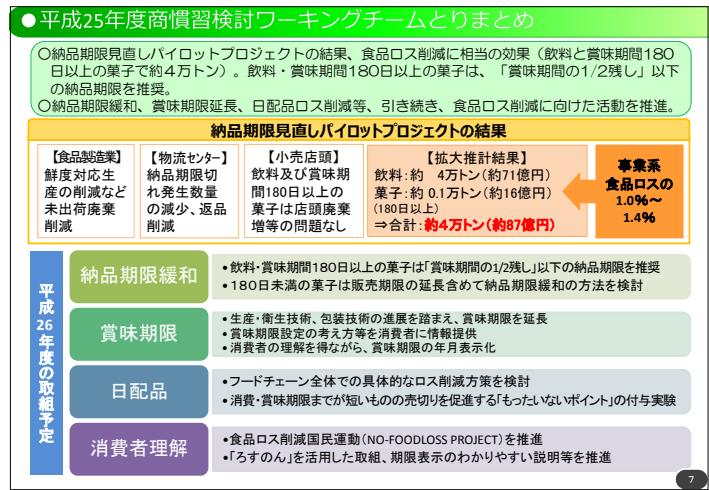
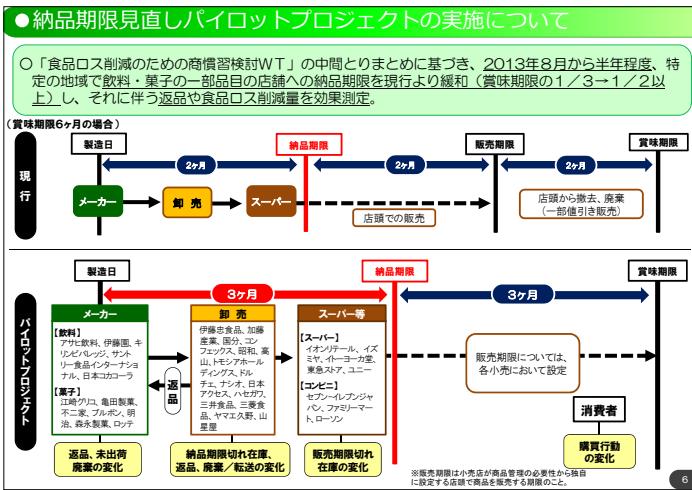
○ 平成26年4月から26業種に对象を拡大して本格展開予定。

○ 今回、発生抑制目標値を設定できなかつた業種については、事業者は自主的な努力により発生抑制に努めることとし、引き続きデータを収集し、可能な業種から目標値設定を検討。

■ 平成26年4月から本格実施予定の目標値（案）【目標値の期間 5年（平成26年4月1日～平成31年3月31日）】

暫定目標(16業種) → 本格実施(16業種)		本格実施(11業種追加)※旧区分の10業種に相当	
肉加工品製造業	113kg/百万円	冷凍挽肉食品製造業	363kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円
味噌製造業	191kg/百万円	だし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円
しょうゆ製造業	895kg/百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円
ソース製造業	59.8kg/t	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	4.78kg/百万円
パン製造業	194kg/百万円	各種食料品小売業	65.6kg/百万円
総合製菓業	270kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円
豆腐・油揚製造業	2,560kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円
		+ 喫食店	108kg/百万円
		ファーストフード店	
		その他のお食店	
		持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	
		結婚式場	
		旅館業	0.826kg/人

※「旧区分」：平成23年度の食品多量発生事業者の定期報告の業種分類（食堂・レストランが1区分となっている。）



● 農林水産省の取組



関係省庁、地方自治体でも実施中。是非社員食堂等でご活用下さい。
ポスター：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/pdf/rosunon_posuta.pdf
テーブルトップ：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/pdf/sankakutyu.pdf

12

● ろすのんとのコラボレーション



○名前：ろすのん（性別：♂）
・食品ロスをなくす('non')という意味から命名
・280件の応募の中から決定（平成25年12月）
○ろすのんのログゼ：語尾に「のん」がつく
○好きな食べ物：刺身のつま、パセリ
○夢：食品ロスがなくなること
○好きな言葉：残り物には福がある

食品ロス削減に取り組む団体・企業の皆さん、是非ご利用いただき、一緒に国民運動を盛り上げていきましょう。（無料です！）

□マーク利用許諾要領、利用許諾申請書等は、下記の農林水産省URLを御確認ください。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/index.html

食品メーカー（製造方法・包装改良で賞味期限延長、未利用部分の商品開発）

スーパー、コンビニ（値引きで売り切り、納品期限緩和、啓発活動）

レストラン、社員食堂（食べ切り運動、小盛りサービス、ドギーバッグ提供）

消費者団体・事業者団体（啓発活動）

包材メーカー（鮮度保持包材、高機能包材で賞味期限延長）

家電メーカー（ロス削減・鮮度保持家電）

13

⑨ 食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームでの検討結果について

※バイオマス資源総合利用推進協議会（事務局：一般社団法人日本有機資源協会）のホームページを参照。

http://www.jora.jp/biomass_sougyouyou/workingteam.html



食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームでの検討結果について 報告の構成

■ ワーキングチームの概要

■ ワーキングチームの検討内容

- 納品期限見直しパイロットプロジェクト
- 賞味期限の延長・年月表示化の状況

■ 平成25年度とりまとめ

(c)2014 公益財団法人 流通経済研究所

2

食品ロス削減に向けた検討組織体制 食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム（19名）	
● 平成24年4月から食品リサイクル法における「発生抑制の目標値」が設定され、食品事業者における食品ロスの削減に向けた取り組みを強化していくこととされたが、これを推進していくために、各企業の努力はもとより、ワーキングチーム全体で食品ロスの原因となっている商慣習を見直していくことが必要。	
● そのため、食品業界において、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置することとし、食品産業における食品ロス発生の原因となりうる過剰在庫や納入期限等の商慣習についてワードチェーン全体で話し合いを行い、その解決を目指す。	
【目的】食品ロス削減のための商慣習について検討 【事務局】流通経済研究所（農林水産省補助事業）	【有識者委員】明治大学東門龍太教授 上原 律彦 氏（座長） 東京情報大学 学長 牛久保 明邦 氏 早稲田大学商学部教授 渡辺 連郎 氏
【参加企業】	
■ 食品製造業（9社）	■ 食品卸売業（3社）
・味の素㈱ (風味調味料協議会) ・江崎グリコ㈱ (全日本菓子協会) ・キッコーマン食品㈱ (日本酱油協会) ・コカ・コーラカスタマー・マークティング㈱ (全国清凉飲料工業会) ・サンリード食品・インターナショナル㈱ (全国清凉飲料工業会) ・日清食品㈱ (日本厨房食品工業協会) ・ハウス食品㈱ (全日本カーニエ協同組合) ・㈱マルハニチロ食品 (日本缶詰協会) ・雪印メグミルク㈱ (日本乳業協会)	・国分㈱ (日本加工食品卸協会) ・三麦食品㈱ (日本加工食品卸協会) ・㈱山星屋 (全国菓子卸商業組合連合会) ・イオンリテール㈱ (日本チェーンストア協会) ・㈱イトーヨーカ堂 (日本チェーンストア協会) ・㈱東急ストア (日本スーパー・マート協会) ・㈱ファミリーマート (日本ファミリーファン協会)
検討経過	
(平成25年) 11月 納品期限見直し実験 実施状況紹介等	
12月 店頭消費者調査報告等	
(平成26年) 3月 納品期限見直し実験 最終報告、25年度とりまとめ等	

3

（昨年度）食品ロス削減のための商慣習検討WT中間とりまとめ

1. 基本的考え方

- 食品ロス発生の実態は、規格外品、返品、売れ残り、食べ残し、過剰除去、直接廃棄など多様であり、関係者が取組を着実に進めていくことが必要。
- 現在、食品の流通現場で食品ロス発生の原因となりうる返品等の商慣習が存在するが、食品ロス削減という観点からは可能な限りこれを見直し、経済的ロスを経済成長につなげていく

2. 取組の内容

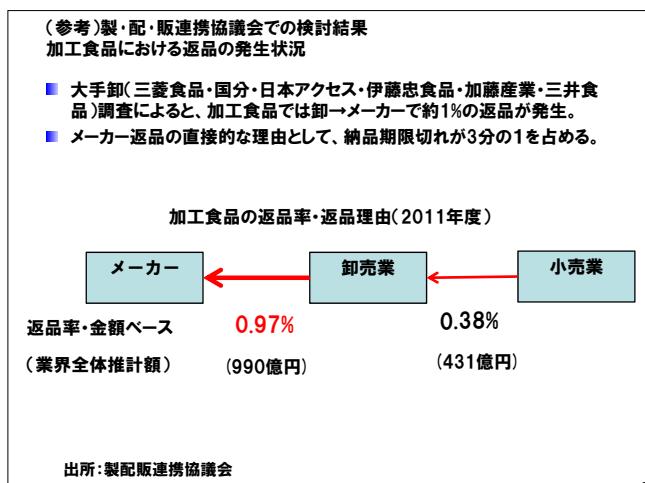
- (1) 卸売業・小売業の多くの取引条件として設定されている納品期限の見直し・再検討に向けたパイロットプロジェクトの実施
- (2) 賞味期限の見直し
- (3) 表示方法の見直し
- (4) 食品ロス削減に関する消費者理解の促進
- (5) その他の食品ロス削減に向けた取組

3. 推進体制

- 内閣府、消費者庁、農林水産省、経済産業省、環境省と連携
- 製・配・販連携協議会、国民生活産業・消費者団体連合会、日本TCGFと連携

(c)2014 公益財団法人 流通経済研究所

4

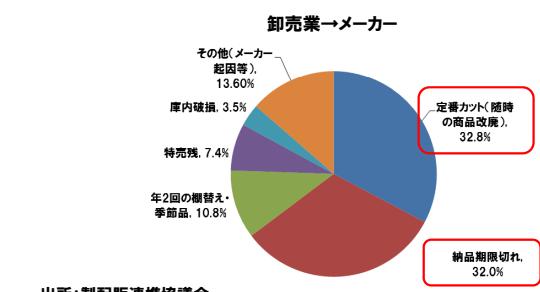


5

（参考）製・配・販連携協議会での検討結果 加工食品における返品発生理由

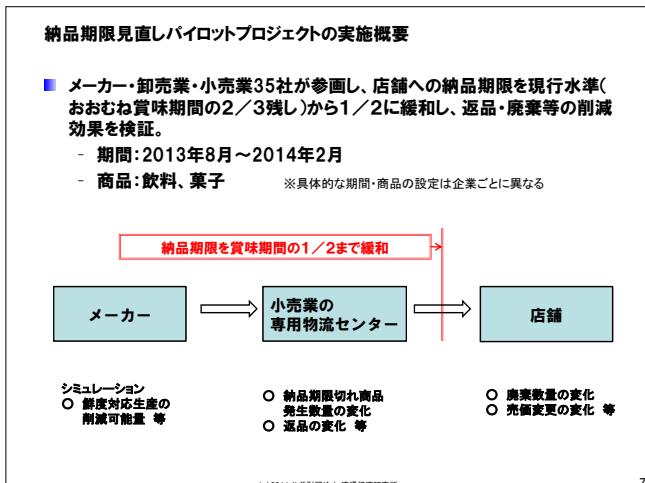
- 返品の直接的な発生理由は、卸売業→メーカーでは、「定番カット」と「納品期限切れ」が中心である。

加工食品の返品発生理由（金額構成比）



(c)2014 公益財団法人 流通経済研究所

6



7

納品期限見直しパイロットプロジェクトの参加企業(35社)

業種	企業名
小売業	スーパー イオンリテール、イズミヤ、イトーヨーカ堂、東急ストア、ユニー
	コンビニエンスストア セブン-イレブン・ジャパン、ファミリーマート、ローソン
卸売業	伊藤忠食品、加藤産業、国分、コンフェックス、昭和、高山、トモシアホールディングス、ドルチェ、ナシオ、日本アクセス、ハセガワ、三井食品、三菱食品、ヤマエ久野、山星屋
メーカー	飲料 アサヒ飲料、伊藤園、キリンビバレッジ、サンタリー食品インターナショナル、日本コカ・コーラ
	菓子 江崎グリコ、亀田製菓、不二家、ブルボン、明治、森永製菓、ロッテ

(c) 2014 公益財團法人 通商経済研究所

8

小売業の専用物流センターおよび店舗における実験結果のまとめ

	物流センターにおける効果	納品期限切れ削減効果		店舗における売価変更・廃棄への影響
		飲料	菓子	
スーパー	A社 納品期限切れが減少、返品も減少したと推測される。	飲料 0.332ポイント削減 菓子 0.145ポイント削減		店舗への影響は特に出でていない。
	B社 納品期限切れが減少、返品も減少したと推測される。	飲料 0.229ポイント削減		売価変更売上金額比率0.015ポイント上昇 廃棄率0.001ポイント減少
	C社 納品期限切れが減少、返品も減少したと推測される。	飲料 0.409ポイント削減		店舗における廃棄数はゼロ。
	D社 納品期限切れが減少したと推測される。	飲料 0.775ポイント削減 賞味期間120日以下の菓子3商品で7.275ポイント減少		賞味期間120日以下の菓子3商品で7.775ポイント廃棄率が上昇
	E社 賞味期間の1/3時点を超過した出荷実績なし。	飲料 0.258ポイント削減 菓子 0.062ポイント削減		店舗への影響は特に出でない。
コンビニエンスストア	F社 納品期限切れが減少、返品も減少したと推測される。	飲料 0.235ポイント削減		店舗での廃棄数への影響はほとんど出でない
	G社 納品期限切れ、返品が従来基準の物流センターに比べて少ない。	飲料 0.047ポイント削減 菓子 0.023ポイント削減		実験対象外店舗と比べて売上減少の影響は出でていない。 (店舗での値引・廃棄による効果検証はできない)
	H社 納品期限切れによる返品が前年よりも減少した。	飲料 11.359,613 菓子 618,270	100.0% 100.0%	店舗での廃棄数への影響は出でない。

(注) 納品期限切れ削減効果：G社は従来基準の物流センターに比べた比率。H社は納品期限切れによる返品率の減少ポイント数。

(c) 2014 公益財團法人 通商経済研究所

9

拡大推計結果

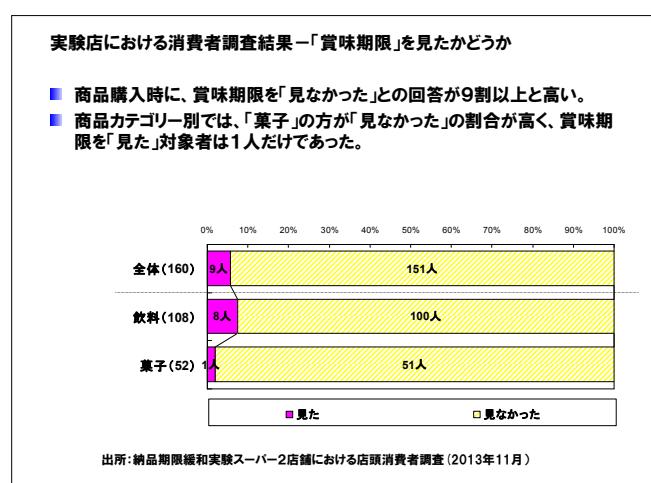
- 検証結果を用いて、飲料および賞味期間180日以上の菓子について、業界全体ベースでの期待効果を拡大推計した。食品ロス削減に相当の効果があるものと考えられる。

	飲料		菓子 (賞味期間180日以上)	
	重量(トン)	%	重量(トン)	%
全国生産量	11,359,613	100.0%	618,270	100.0%
メーカーの鮮度対応生産削減可能量	11,326	0.100%	654	0.106%
流通業・物流センターの納品期限切れ削減可能量	28,058	0.247%	581	0.094%

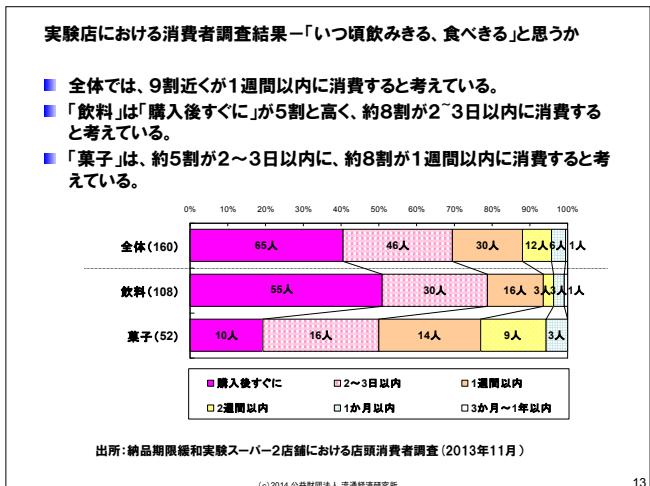
注：(飲料)全国生産量は、全国清涼飲料工業会2012年統計に基づき、自販機向けを除いて推計。
(菓子)全国生産量は、賞味期間180日以上の主要カテゴリ（ビスケット・チョコ・飴）の数量。全日本菓子協会2012年統計に基づく。
削減可能量の拡大推計はサンプルデータに基づく手法であり、その精度には一定の限界がある。

(c) 2014 公益財團法人 通商経済研究所

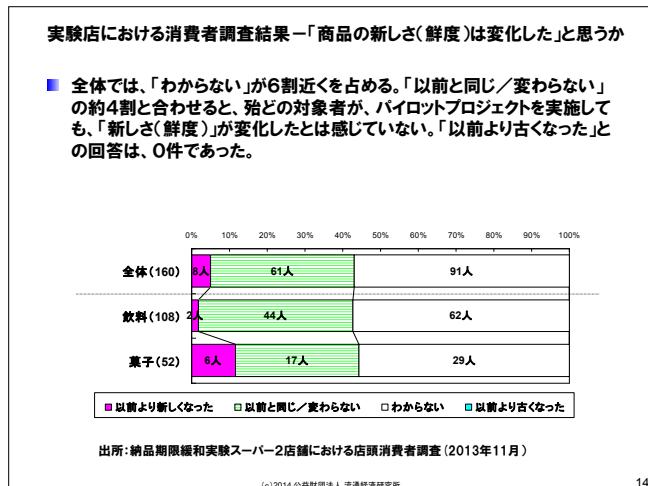
11



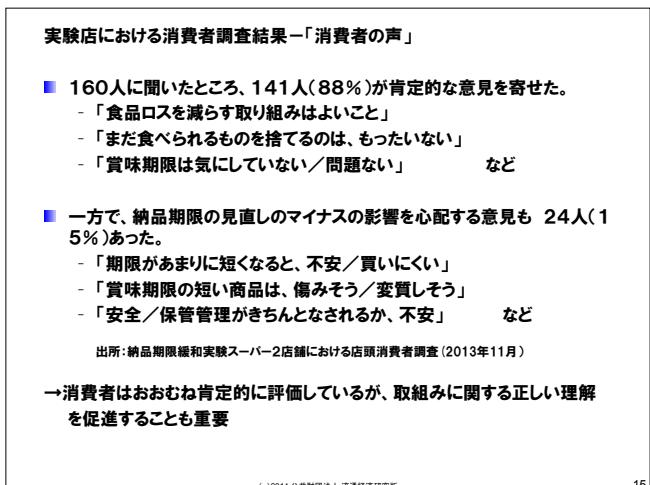
12



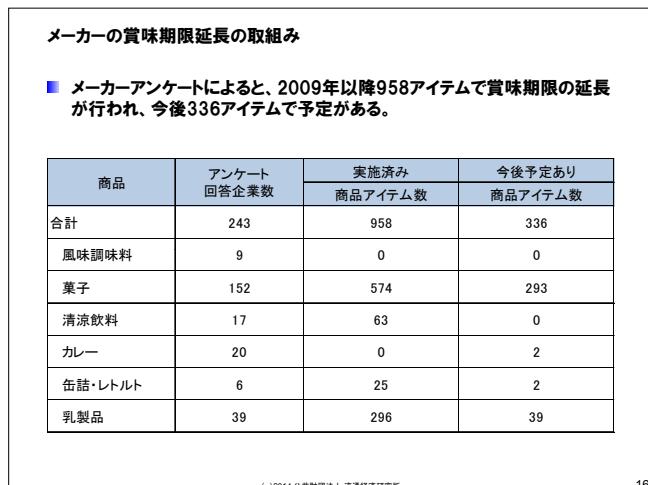
13



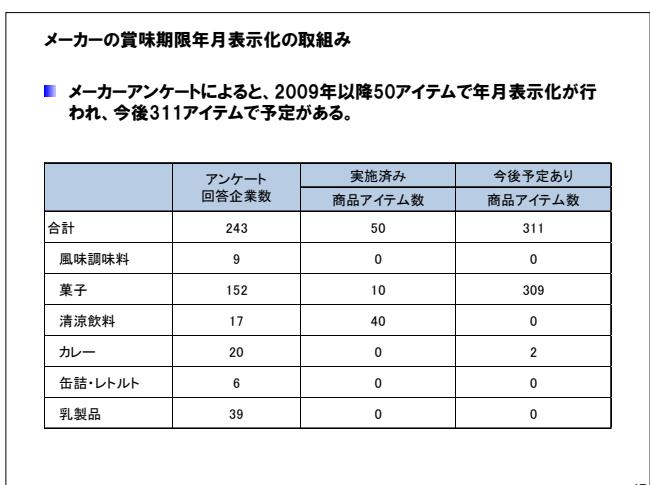
14



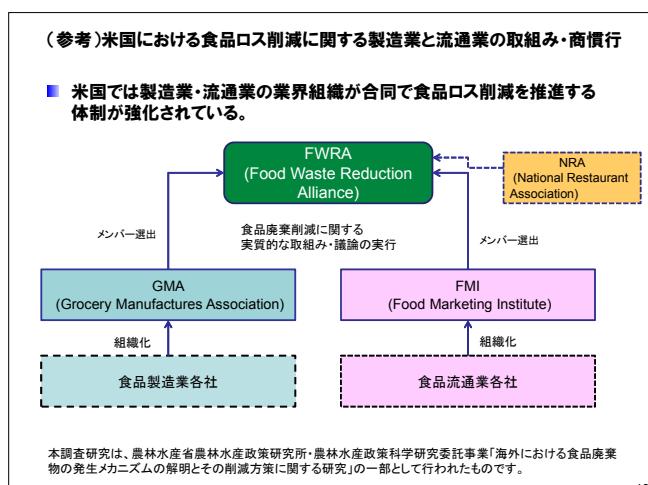
15



16



17

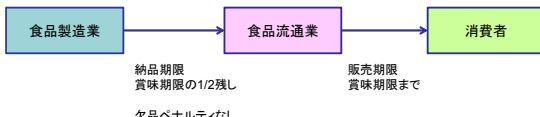


18

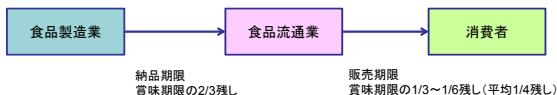
(参考)米国における食品ロス削減に関する製造業と流通業の取組み・商慣行

- 食品製造業・流通業へのヒアリングによると、加工食品の納品期限は取引企業間の取り決めにより設定され、契約書に明示される。具体的な期限は賞味期限の「2分の1残し」であることが多い。流通業の販売期限は、製造業が設定した賞味期限が用いられることが一般的である。

<米国>



<日本>



(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

19

平成25年度
食品ロス削減のための商慣習検討WTとりまとめ

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

20

1. 基本的考え方

- 世界の食料生産量の1／3にあたる13億トンの食料が毎年廃棄され、世界の穀物需給が逼迫する中、2013(平成25)年8月にはアジア・太平洋地域における「SAVE FOOD」キャンペーンが開始され、2014(平成26)年は「ヨーロッパ反食品廃棄物年」とされるなど、世界的に食品ロス削減に向けた取組が進んでいる。
- 「もったいない」という言葉の発祥の地である我が国においても、その食料の6割を海外からの輸入に依存しているながら、食品ロスは年間500～800万トン(事業系300～400万トン、家庭系200～400万トン)発生していると推計されている。この食品ロス発生の実態は、規格外品、返品、売れ残り、食べ残し、過剰除去、直接廃棄など多様であり、その発生の理由も商品の汚損・破損、商品入れ替え、出荷予測精度の低さ、消費者の過度の鮮度意識等複合的であるため、それぞれの関係者が食品ロス削減に向けた取組を着実に進めいくことが必要である。
- このうち、本WTでは、個別企業等の取組だけでは解決が難しく、フードチェーン全体で解決していく必要のある課題として、製造業・卸売業・小売業による商慣習を中心に検討を進めているところである。

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

21

- 現在、食品の流通現場で食品ロス発生の原因となりうる返品等の商慣習が存在するが、食品ロス削減という観点からは可能な限りこれを見直し、経済的ロスを経済成長につなげていく必要があり、製・配・販各社の壁を越えつつ、消費者の理解を得ながら、優先順位をつけた取組を引き続き進めていくことが必要である。
- 平成25年度は本WTの中間とりまとめに基づき、各般の取組を進めてきたところである。この成果を踏まえ、平成26年度のWTの活動としては、次の事項に引き続き取り組んでいくとともに、業界団体の協力を得て、業界団体の会員企業に取組の輪を広げ、食品業界全体に普及推進していく。

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

22

2. 取組の内容

- (1) 卸売業・小売業の多くで取引条件として設定されている納品期限の見直し・再検討
 - 平成25年8月からフードチェーンを構成する製・配・販企業35社により、特定の地域で飲料・菓子の一部品目について小売業の専用センターへの納品期限を現行の「賞味期間の2／3残し」から「賞味期間の1／2残し」に緩和したパイロットプロジェクトを実施し、返品や食品ロス削減効果等を検証した。
 - この結果、
 - ①小売業の専用センター段階では、納品期限切れ発生数量の減少、返品削減により、食品ロス削減につながる効果が示された。
 - ②食品製造業段階でも納品期限緩和により、鮮度対応生産の削減など相当数の余剰在庫を削減できる可能性が確認され、未出荷廃棄の削減により、食品ロス削減につながる効果があるものと考えられた。
 - ③小売業の店舗では、飲料及び賞味期間180日以上の菓子について、販売期限切れによる廃棄増や値引ロス等の問題は発生しなかった。

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

23

- 検証結果を用いて、飲料・賞味期間180日以上の菓子について全ての小売業が納品期限を「賞味期間の1／2残し」に緩和した場合の推計を行ったところ、フードチェーン全体で飲料については39,384トン※(7,081百万円相当)、賞味期間180日以上の菓子については1,235トン(1,579百万円相当)の鮮度対応生産および納品期限切れ商品の削減効果が見込まれ、食品ロス削減に相当の効果があるものと考えられる。
- このため、飲料及び賞味期間180日以上の菓子については、フードチェーン全体での食品ロス削減に向けて、「賞味期間の2／3残し」をはじめ「賞味期間の1／2残し」を超えて納品期限を設定している場合には、「賞味期間の1／2残し」以下に緩和することを推奨し、各業界団体の協力を得て幅広い関係者に情報を共有し、各自の取組を促す。

(※メーカー一段階の鮮度対応生産の削減効果と専用センター段階の納品期限切れ商品の削減効果を単純加算したものであり、一部重複する部分もあり得る)

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

24

- また、賞味期間が180日未満の菓子については、納品期限の緩和により小売店舗での廃棄等が出る場合も見られたが、フードチェーン全体では食品ロス削減効果があるため、納品期限の緩和を検討していく。その際、消費者の8割が菓子を購入後1週間以内に食べるとの調査結果も踏まえ、現在多くの小売業で設定されている販売期限の延長についても消費者の理解を得ながら検討を進めることとする。
- さらに、飲料・菓子以外のカテゴリーの食品においても同様の効果があるかどうかを検証するとともに、課題や問題点を抽出するため、他のカテゴリーでパイロットプロジェクトを平成26年度に実施する。詳細な対象カテゴリー、参加企業等については、引き続き関係者で打ち合わせを行い、平成26年4月以降に実施するための準備を始める。

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

25

(2) 賞味期限の見直し、賞味期限設定の考え方等の情報提供

- 近年、食品の製造過程における生産・衛生技術の向上や気密性の高い包装資材の開発など、商品のロングライフ化に向けた技術開発が行われてきた。平成25年6月には日本即席食品工業協会が「即席めんの期限表示設定のためのガイドライン」を改訂し、即席めんの賞味期限の1~2ヶ月延長が予定されている。
- 引き続き、食品ロス削減の観点から、食品製造業において、既存製品の賞味期限について科学的な知見に基づく再検証(業界団体が作成する期限の設定に関するガイドラインマニュアルや安全係数の見直し等も含む)を行うとともに、得られた結果に基づき、消費者の理解を得つつ賞味期限の延長に取り組む。
- また、食品製造業において、賞味期限設定の考え方や食品の保存方法等の情報を消費者に提供することで、消費者の賞味期限に対する理解を促進し、家庭における食品ロス削減に貢献することとする。
- なお、その進捗状況は団体毎又は企業毎に積極的に公表していくこととする。

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

26

(3) 表示方法の見直し

- 賞味期限の長い品目については、品質劣化のスピードが遅く、消費段階で日付管理する意味が乏しい反面、日付順に納入される流通段階で食品ロスの発生につながる場合がある。
- また、賞味期限が3ヶ月超の品目については、「年月」表示も認められいるところである。
- 引き続き、賞味期限が長い品目については、「年月」表示へ変更するなど消費者にとってわかりやすい期限表示となるように各社で工夫する。その際、「年月日」表示に比べて賞味期限が最大1ヶ月短くなる等の課題もあることも踏まえ、消費者の理解を得ながら検討を進める。
- なお、その進捗状況は団体毎又は企業毎に積極的に公表していくこととする。

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

27

(4) 日用品のロス削減

- チルド食品はじめ日用品は加工食品に比べて賞味期限が短く、流通形態も異なることから、その実態と課題を踏まえたフードチェーンでの効果的なロス削減に向けて、平成26年度からWTで具体的な取組を検討する。また、消費者の小売店舗での購入行動が食品ロス削減に重要であることから、平成26年度から消費・賞味期限までの残存期間が短いものの売切りを促進するインセンティブ(もったいないポイント)を付与し、食品ロス削減効果を検証するとともに、消費・賞味期限までの残存期間とインセンティブ付与率の関係等を分析する。

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

28

(5) 食品ロス削減に関する消費者理解の促進

- 食品ロス削減には消費者の理解と協力が鍵となることから、食品ロス削減の重要性や食品の期限表示(消費期限・賞味期限)、食品ロス削減に向けた事業者の取組について十分理解してもらえるよう、食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)を推進する関係府省庁(内閣府、消費者庁、農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省)とも連携して、ロゴマーク「ろすのん」を活用した取組、食品の期限表示の意味のわかりやすい説明など、食品ロス削減に関する消費者理解を進める。

(6) その他の食品ロス削減に向けた取組

- 商慣習の見直しを行ってもなお生じる食品ロスについては、各地のフードバンクを活用し、社会全体で食品ロス削減に努める。食品ロス削減に努めても、なお排出される食品廃棄物については、積極的にリサイクルを行う。

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

29

3. 推進体制

- NO-FOODLOSS PROJECTを推進する関係省庁と連携を図るとともに、共通課題の解決のため組織された民間企業の取組(製・配・販連携協議会、国民生活産業・消費者団体連合会、日本TCGF)とも連携して、WTの取組との相乗効果を目指す。
- 特に、2(1)のパイロットプロジェクトについては、製・配・販連携協議会と共同で、より多くの企業の参加を得て実施する。

(c)2014 公益財團法人 流通経済研究所

30

製作（事務局）

バイオマス資源総合利用推進協議会

〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 401 電話：03-3297-5618

平成 26 年 3 月

